# 独 立 役 員 届 出 書

## 1．基本情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会社名 | 株式会社みらいワークス | コード | 6563 |
| 提出日 | 2020/12/25 | 異動（予定）日 | 2020/12/22 |
| 独立役員届出書の提出理由 | 定時株主総会に社外役員の選任議案が附議され、<br>独立役員である三木浩氏が任期満了により退任するため。 | | |
| ☑　独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１） | | | |

## 2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役／社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※２・３） | | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし | | |
| 1 | 中田　康雄 | 社外取締役 | ○ | | | | | | △ | | | | | | | | | 有 |
| 2 | 武藤　一郎 | 社外監査役 | ○ | | | | | | △ | | | | | | | | | 有 |
| 3 | 品川　広志 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 4 | 本行　隆之 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

## 3．独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※４） | 選任の理由（※５） |
|---|---|---|
| 1 | 中田康雄氏が代表取締役を務める株式会社中田康夫事務所より、当社は顧問契約等に基づき業務拡大及び財務に係る助言を受けておりましたが、同社が当社から収受している対価の合計額は、同社の年間総収入金額の10%未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、充分に独立性を有していると判断しております。 | 社外取締役中田康雄氏は、企業経営及び企業内情報システムに知見を有していることから、公正かつ客観的な見地から的確な助言によって当社のコーポレート・ガバナンスの強化に貢献すると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、カルビー株式会社の元CEO及び元CIOであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定しました。 |
| 2 | 武藤一郎氏より、当社は業務委託契約書等に基づき人材育成に係る助言を受けておりましたが、同氏が当社から収受している対価の合計額は、同氏の年間総収入金額の10%未満となっており、当社の独立性基準でいう多額には該当せず、充分に独立性を有していると判断しております。 | 社外監査役武藤一郎氏は、外資系大手コンサルティング企業及び国内大手監査法人での業務等、豊富な経験と知見を有しており、当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定しました。 |
| 3 | 該当なし | 社外監査役品川広志氏は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスに係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映して頂けることを期待して監査役に招聘したものであります。同氏は、星野リゾート・リート投資法人の監督役員であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定しました。 |
| 4 | 該当なし | 社外監査役本行隆之氏は、公認会計士としての長年の実務経験と豊富な知識及び上場企業他数社における監査役の経験を有しており、当社が成長していく過程での組織構築やガバナンス上の課題を解決するための助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。同氏はHamee株式会社の監査役であり、大江戸温泉リート投資法人の監督役員であります。また、同氏は株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に基づき、独立役員として選定しました。 |
| 5 | | |

## 4．補足説明

当社は社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。

1. 当社の業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人（以下併せて「業務執行者等」という）である者、又はあった者。
2. 当社の現在の主要株主（議決権所有割合が10%以上の株主をいう）、又は当該主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者等。
3. 最近5年間において、当社の現在の主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者等であった者。
4. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の10%以上の支払いを、当社から受けた者をいう）若しくは当社の主要な取引先である者（当社対して、当社の直近事業年度における年間総売上高の10%以上の支払いを行っていた者をいう）、又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等。
5. 直近事業年度に先行する3事業年度のいずれかにおいて、当社を主要な取引先としていた者若しくは当社の主要な取引先であった者、又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等。
6. 当社から一定額（過去3 事業年度の平均で年間1,000 万円）を超える寄付又は助成を受けている組織の理事（業務執行に当たる者に限る）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう）。
7. 当社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社、又はその親会社若しくは子会社の業務執行者等。
8. 現在当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者。
9. 当社から役員報酬以外に多額（過去3年間の平均で年間1,000万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）。
10. 上記１から９に該当する者（重要な地位にある者に限る）の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、gおよびhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。